

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月16日 12時30分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋の中央（相模川） 萩園三等三角点から真方位226°1,690m付近 （概位 北緯35°19.9′ 東経139°22.1′）
事故の概要	水上オートバイTakaは、北北東進中、また、水上オートバイX2一番機は、南南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ Taka、0.2トン 230-53409 神奈川、個人所有 B 水上オートバイ X2一番機、0.1トン 235-46134 東京、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B なし
損傷	A 左舷船尾部外板に破損 B 船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約30km/hの対地速力で北北東進中、船長Aが、左舷前方から接近するB船及びB船と同航の他船を見て、A船の左舷側を航行すると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたところ、B船が急に左旋回したものの右舷船首方にあった馬入橋の橋脚に接近しており、接近してきたB船を回避することができず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、南南東進中、接近するA船に気付いておらず、B船の右舷方の近くにいた同航の他船に接近して危ないと思い、左旋回していたところ、B船の船首部とA船の左舷船尾部とが衝突した。 A船の乗船者及び船長Bは、全員が固型式の救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、北北東進中、船長Aが、左舷前方から接近するB船を認めたものの、B船がA船の左舷側を通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船が急に左旋回したものの右舷船首方に

	<p>あった馬入橋の橋脚に接近して回避行動がとれず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南南西進中、船長Bが、接近するA船に気付いておらず、B船の右舷方の近くにいた同航の他船に接近して危ないと思い、左旋回したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が南南西進中、船長Aが、左舷前方から接近するB船を認めたものの、B船がA船の左舷側を通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが接近するA船に気付いておらず、B船の右舷方の近くにいた同航の他船に接近して危ないと思い、左旋回したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの操縦者は、橋脚のような障害物があるところを航行する際、他船と見合い関係にならないよう減速すること。 ・水上オートバイの操縦者は、旋回する際、周囲の状況を十分確認すること。